

労働法最前線 — 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

社会保険料納付争議は非労働争議

第82回

上海市人的資源社会保障局は2014年6月、上海市各区・県の人的資源社会保障局および市労働人事争議仲裁院に「上海市各級仲裁機構は社会保険料納付争議を以後不受理とする件に関する通知」【滬人社仲(2014)380号】を公布しました。

本通知の主な内容は以下の通りです。

1. 14年7月1日以降、上海市各級労働争議仲裁機構は、社会保険料納付争議案件を受理しないものとする。

2. 社会保険料納付争議の当事者は、労働保障監察機構に通報または社会保険経弁機構に法による処理を請求することで、社会保険料納付問題を解決する。

3. 関連依拠には、最高人民法院の「労働争議案件の審理における適用法律の若干問題の解釈(三)」(以下「司法解释(三)」)、「社会保険法」、「労働保障監察条例」、「社会保険料徴収暫定条例」などを含む。

前述の通知を読解すると、まず社会保険に関する争議を仲裁、訴訟手続きを通じて解決するか、それとも、労働行政主管機構の処理を通じて解決するかを区別する必要があります。

「労働争議調解仲裁法」第2条は、雇用企業と労働者との間に生じた社会保険の争議に当該法律を適用し、受理条件に合致することを前提に、労働争議仲裁機構が受理するものと規定しています。ただし、全ての社会保険争議が仲裁範囲に入るかは、争いがあります。

「司法解释(三)」第1条の規定と最高人民法院の解読を結び合わせると、雇用企業が労働者のために社会保険手続きを行わず、かつ社会保険経弁機構が補完手続きをできないため、労働者が社会保険待遇を享受できず、これにより労働者に実際の損失を与え、労働者が雇用企業に損失の賠償を要求した場合、典型的な社会保険争議紛争に属し、法により訴訟手続きを通じて解決することができます。

「社会保険法」第86条、「労働保障監察条例」第11条第7項、「社会保険料申告納付管理規定」第30条の内容から分かる通り、雇用企業が社会保険手続きを行ったが保険料を滞納する、社会保険料の納付を拒絶する、または納付年度、納付基数について争いが生じたとき、社会保険経弁機構により解決処理をするものとされています。

社会保険の納付は社会的性質を有するため、未納付などにより生じた争議は、労働者、雇用企業および社会保険徴収機構の間の紛争であり、行政管理の範疇に属し、単一の労働者と雇用企業との間の争議紛争ではなく、一般的な労働争議仲裁、訴訟の受理範囲には含まれません。

労働争議は先に必ず仲裁手続きを経なければならないため、仲裁と訴訟の受理範囲を統一し、合理的に司法権と行政権の職責を区分するため、司法解释から社会保険法律法規まで関連規定が設けられています。

労働者が、雇用企業が規定された額の社会保険料を納付していないと主張するとき、仲裁と訴訟手続きにより権利を主張することはできませんが、労働監察部門への通報、または社会保険経弁機構による解決処理を要求できます。

通報を受けると労働監察部門は、雇用企業を調査する権利を有し、調査の結果、事実であることが明らかにされた場合、監察部門または社会保険経弁機構は、雇用企業に期限付きで追納を命じ、かつ滞納日から1日当たり0.5%(パーミル)の滞納金の加算を命じることができます。期限を経過しても納付しない場合、社会保険行政部門は未納付金額の倍以上3倍以下の罰金を科すことができ、雇用企業は、社会保険行政部門が下した処罰行為を不服とする場合、行政再審または行政訴訟を提起することができます。

従って、この種の争議で雇用企業は、仲裁、訴訟方式による解決という従来の発想から脱却し、行政機関による行政行為に対応する準備を整える必要があります。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資およびM&A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)